

京都府乙訓郡上植野村総代日誌（四）

安 國 陽 子
玉 城 玲 子

本稿は、京都府向日市内の旧大字の一つである上植野^{ウキノ}地区で作成され伝来した上植野区有文書の「日誌」のうち、一八八六年（明治一九）一〇月一六日から一八八九年（明治二二）一二月末までを「上植野村総代日誌」として翻刻するものである。

『社会科学』第五二巻第四号に掲載の（一）、同第五二巻第一・二号に掲載の（二）、同第五二巻第三号に掲載の（三）に続き、今回の（四）は、明治二十一年一〇月一日から明治二十二年六月三〇日までの翻刻である。

資料の概要および翻刻の経緯については、（一）に掲載の解題を参照していただきたい。

凡 例

一、表記は原則として次のように統一した。

- (1) 原文に適宜読点、並列点を付した。
- (2) 使用字体は常用漢字とし、異体字・俗字・略字や明白な誤

字などはそれぞれの正字に改めた。ただし地名や人名に関するものはそのままにしたものもある。

- (3) 変体仮名や合字は現行の字体に改めた。

- (4) 判読不能の文字は、字数の明らかかなものは字数分を□で示し、字数の不明のものは「」で示した。

- (5) 抹消部分は省略し、訂正がある箇所は訂正後の文字のみを記した。

- (6) 原本で日付の左脇に入っている頭注的な記載は、（欄外）とし「」中に記載した。

一、内容や形態を理解するため、次のように適宜注記を付した。

- (1) 誤字・脱字・宛字などについて、適宜（ ）で傍注した。ただし同じ誤字・宛字が繰り返される場合は、傍注は初出のみにとどめた。

(2) 意味が通じにくいが原本のままとしたものは(ママ)、原

本の文字に疑問がある場合は(カ)、衍字と思われる場合
には(衍)と傍注した。

(3) 本文以外の箇所や挿入された部分は「」でくくり、(表
紙)、(挿入)などと傍注した。

(4) 人名・寺社名や地名などは、同一のものに幾通りかの表記
がみられるが(植田と上田、法華寺と法花寺、物集女と物
集など)、そのままとし、傍注は付していない。

一、今回の分の翻刻にかかわった氏名は以下の通りである。な

お、翻刻文の校正には辻真澄氏の協力を得た。

梅本香織 木本陽子 重岡伸泰 高久嶺之介 玉城玲子

辻真澄 西村卓 長谷川澄夫 向井直子 安國陽子

山崎達雄 (五十音順)

(明治二年)

十月一日 午前第八時頃総代兩人出勤、高橋長左衛門瓦代金ノ
内拝借ヲ申出デ候ニ付、建築係リニ其由申述候処、其金ハ何程
や、拾五円也、内拾円ハ土蔵ノ瓦ニテ瓦モ揃ヒ居シ、五円ダケ
ツタイ庇シノ分ニ而御借シ被下ノ事ニ云フ、左レバ軍人ノ事ニ
付築建係リモ留主勝ニ付、ツタイ庇シ瓦代金ハ少々高価ノ様ニ
候間、少々ハマケテ貰シテ取敢ス我等ノハカライヲ以テ五円ダ
ケハ借シクレトノ事、作日ノ軍人為次郎帰リ持泉庵テ宿リ居ル
事ヲ始メ見出ス

本日向神社角力ニ付村中休、永井九郎左衛門世話方ニテ出勤被
下事

十月二日 晴天 「^(挿入)本日永井九郎左衛門角力勘定出席、村中戸
数割壱戸ニ付三銭ツ、金四円貳拾四銭寄金也、余村より補ス」

午前第八時頃ヨリ総代出勤、突井戸道具築山村政右衛門へ民秋
徳兵衛ノ証人ニテ貸シ、事務所障子張替ノ事、本日永井九郎左
衛門角力計ニ行キ被下事

十月三日 晴天 午前第八時総代出勤、永井九郎左衛門出頭、
作日角力計算ニ行キ候処、戸数ノ残少ニ依リ員金不足ニ相^(成脱力)拙
者ヨリ金六銭取替置候ト被申候ニ付、本人ニ六銭渡ス、尚作年

角力通金五円何拾錢片山与助へ預ケノ分返濟ニ付、該証券和田伊兵衛預リ居レル由ニ付取出シ、片山与助ノ方へ御送被下度様御頼ノ事ニ付、該証券取出候処、五円ト申ノ処六円ノ証券ニ付、永井九郎左衛門へ申候処、然レハ拙者一応片山与助ノ方へ行咄シ可致候間、取敢不其儘預リ呉レトノ事、同日小林庄左衛門娘シナ成者、物集女村春田万次郎ノ妻ニ罷有候処、今般離縁復籍ニ付身受届ヲ戸長役場へ差出ス事

九月四日 晴天 午前第八時総代兩人出勤ス、井上勘右衛門ノキノ道作ル事ヲへ組ヨリ申越シニ付、井ノ上勘右衛門へ右ノ事咄ス、午前第九時頃ニ永井九郎左衛門、郡役所町村制新村名取極メノコトニ付出席ス、午后一時頃ヨリ当村惣代戸長役場え、町村制先般六ヶ村合併ニ付請願書京都府へ差出候処、少シ不都合廉有之ニ付、本日ヨリ請願書取消シ願意調印スルコト、町村制は六ヶ村合併取極メ相成候也

九月五日 雲天 午前第八時頃ヨリ村中領内道造ルコト、各組長当事務所集合シ秋稼キ賃錢取極メテ帰宅ス、次ニへ組五人組壞テは組又ガル分ヲへ組壺組相立、又ほ組モ壺組ニテ相立候ノ協義整ヒテ取極メスルコト

十月六日 雨天 午前第八時頃ヨリ総代兩人出勤、土蔵ノ空葺ノ事、午后例年ノ松茸飯之事

十月七日 晴天 午前第八時ヨリ出勤ス、日曜ニ付后後休日ノ事

十月八日 晴天 午前第八時頃ヨリ総代兩人出勤、羽束師神社道標建設願ニ印スル事、同日突井戸道具返却ノ事、后後葺ニテ休日ノ事

十月九日 晴天 午前第八時頃ヨリ総代兩人出勤、名寄帳并二台帳・凶帳等名儀変替ノ分訂正之事、后後休日

十月十日 晴天 午前第八時総代兩名出勤、畑租切符各組長ニ送附シ、兩人戸籍写替ニ着手、午后五時退務候事

十月十一日 晴天 午前第八時総代兩人出勤、東土川村・鶏冠井村ノ手拭ノ入在ルヲ各組へ尋候処、東土川村ハ七筋、鶏冠井村九筋ノ事、午后井ノ上寅吉ノ死跡相統願并実印届ヲ認メノ事

十月十二日 晴天 午前第八時総代兩人出勤、本日畑租ニテ小

野利右衛門氏出張、永井甚六ノ子卯之助ノ受籍届ヲ差出ス事

十月十三日 晴天 午前第八時総代兩人出勤

十月十四日 雨天

十月十五日 雨天

十月十六日 午前第八時頃ヨリ左官式人及人足三名スルコト、人足ニテ酒出スコト

十月十七日 神嘗祭、村中やすみ

十月十八日 晴天 午前第八時頃ヨリ総代出勤、安井直次郎出産(届脱)ヲ認メノ事

十月拾九日 雨天 午前第八時頃ヨリ井上安兵衛家出届ケ戸長役場差出ス事、同日鳥好取取ス金三円渡ス事

十月廿日 晴天 午前第八時頃総代兩人出勤、安井与左衛門へ墓地掃除料ノ内ヲ以テ畑租ノ金五拾弍錢六厘貸ス事

十月廿一日 晴天 午前第七時(時脱)頃総代兩人出勤、小島久兵衛氏ヲ頼み地押異動地の字限り図ヲ訂正之事、同日戸長役場より地押異動地字限図訂正之上、廿二日第九時差出す可く様申越しニ相成候ニ付て頼む事、同手續夜勤之事、午后十時退コト

十月廿二日 晴天 午前第七時頃(目脱)ヨリ出勤、小島昨日訂正之字限図(マ)ヲ長戸役場へ差出(届脱)ス、同日橋本藤吉蔵ツタイノ木積ニ付水積并ニ図面ヲ引クコト

十月廿三日 晴天 午前第八時頃ヨリ総代出勤シ、事務続キスル事、同夜土蔵廊下木積橋本藤吉より差出候件ヲ世話係リ民秋及和田・総代相談スルコト、了テ午后十一時頃ヨリ退席

十月廿四日 晴天 総代上京ニテ休日

十月廿五日 晴天、午后雲天 午前第七時頃ヨリ土蔵ヲ左官・人足三名、戸長役場より種痘ニ付村中人民え達ス事(挿入)「伊藤伊兵衛・鎌田与蔵・藤田浅吉」

同日夜要水講情(請)求行人員、藤田重郎兵衛・植田嘉右衛門・小林喜平治、上久世村行事決定ス、午后九時頃ヨリ退席

十月廿六日 午前第七時頃ヨリ右三名上久世村依頼行事、又土蔵平塗左官及人足林田六右衛門・藤田甚七・井上万吉三名ニテスルコト

八錢受取候テ帰宅ス事

十月廿七日 晴天 午前第八時総代兩人出勤、小野利右衛門・

十月三十一日 晴天 午前第八時総代出勤、持泉菴留主真下恵定寄留届ヲ差出し、巖島友吉国民兵異動届ヲシ、家根藁人足名スルコト

民秋徳兵衛・和田伊兵衛出勤被下、廊下及庇之材木買求ノ都合ヲ御依頼申ス、又藤田重郎兵衛御出被下、上久世行ノ話以細聞ク事

十一月一日 晴天 午前第八時頃ヨリ総代出勤シ、家根藁人足式名、次ニ藤田甚兵衛次女死亡届ケ差出、又中村吉右衛門地押二付地券式通小野幸太郎渡ス、中村吉右衛門青物営業鑑札下付願書差出

十月廿八日 晴天 午前第八時頃^{時脱}出勤、清水寺用ニテ京行ノ事

願書差出

十月廿九日 午前第八時総代兩人出勤、小野利右衛門・民秋徳兵衛・和田伊兵衛廊下并ニ庇シノ木材買得トシテ御出被下事、野口四郎兵衛受籍届、巖島熊次郎弟友吉入籍届、森九左衛門ノ長女キヌ離縁ニ付受籍届、木ノ山武兵衛盜難届

十一月二日 晴天 午前第七時頃ヨリ総代出勤シ、家根藁人足式名、中嶋与兵衛・五十棲新五兵衛地券書換濟候て御下渡シ相成度依頼越シ、午前第九時帰宅ス

十月三十日 晴天 午前第九時頃^{神入}清水宅盜難御届スルコト

十一月三日 雲天ニ付午后ヨリ雨ナリ 午前第七時頃ヨリ家根藁人足式名ニテスル事、本日午后家根藁了ルコト

午前第七時頃ヨリ総代出勤シテ、瓦工嶋田重介家根藁始メ、嶋田重介空樽壱挺及小嶋政次郎空樽壱挺買求ノ事、又戸長役場ヨリ備荒儲蓄米百七石余売捌キニ付望ノ者達シ方照会相成、早速各営業者へ通知スル事、伊藤米吉村人足金八錢ニテ断申越シ、

十一月四日 雨天 午前第八時頃ヨリ普請世話係り事務所へ集会スルコト、木材積書照合シテ^{（おり）}郡村定メル事、及大工藤吉色々示談スルコト、了テ十二時頃帰宅ス

十一月五日 晴天 午前第八時頃ヨリ野口四郎兵衛死亡ニ付届書差出候、其他色々ノ事務ス

十一月六日 晴天 小嶋政治郎氏休 午前第七時頃ヨリ小使治三郎郡村木伐之事ニ付差越シ、第八時頃ヨリ植田九郎兵衛社倉金借用分ノ内金三百円返済ニ付、永井九郎左衛門百五拾円預ケ、又民秋徳兵衛百五十円預ケ都合三百円返金、又次ニ安藤庄之介より妻かし結婚届ケ、及藤田梅之介より送籍届ト都合式通差出、又次ニ農談会ニ付湯川伊之介郡役所へ出席ノ事、総代戸籍訂正ニ係リ、奥海印寺村瓦車三輛ニテ着ノ事

十一月七日 晴天 午前第八時頃ヨリ総代出勤、秋田熊次郎へ民秋徳兵衛証人ニテ養水金拾円ノ証文ヲ巻ク事

十一月八日 晴天 午前第八時頃ヨリ総代兩人出勤、同日農産会ニ付、民秋岩次郎・湯川伊之助ノ兩人出品スヘキ稲草ヲ搜索スル事、午后大工藤吉ニ土蔵受負金皆済勘定スル事

十一月九日 晴天 午前第八時総代兩人出勤

十一月十日 晴天 午前第八時出勤、午后休日

十一月十一日 雨天 日曜休 木ノ山武兵衛盜難届ヲ出ス事

十一月十二日 雨天 午前第八時総代出勤、安藤正之助出産届及中小路宗左衛門寺戸村字中野式拾番地券名義訂正願ヲスル事、并補成講配付ヲ認メ発布スル事

十一月十三日 晴天 午前第八時総代出勤、同日左官卯之助土蔵内壁ヲスル事、九時頃ヨリ清水市右衛門町村制ノ事ニ付役場ヨリ照会有之出勤スル事

十一月十四日 天気 午前第八時頃ヨリ左官及人足壱名、錢人足壱名中小路熊次郎、土ハコヒ森富之助トスルコト付帰宅ス

十一月十五日 晴天 午前第七時頃ヨリ補成講第弐会目相勤、世話方集、左官及人足、錢小林庄左衛門及中小路熊次郎土ハコヒスル事、左官大輪ヌル事、本日午前ニテ瓦着候コト

十一月十六日 晴天 午前第七時頃ヨリ左官式人・人足壱人、総代出勤、諸事件係ルコト、郡村木材着ス

十一月十七日 晴天 午前第七時、氏神火燒祭ニ付宮惣代及村

惣代・各伍長餅スル事、午后より氏神指参スルコト、向日町役場より、当村伏見達スルコト居村中道実意有之哉又ハ川側伏見達スルコト参謀本部より御尋相成候二付、当村惣代尋相成、伏見達スル川實際有之答ス

十一月十八日 晴天 午前第八時総代小島出勤、過日郡村ヨリ当着ノ材木ヲ民秋・和田ヲ御劳苦ニ相成取調候所、聊不好材木モ有之候二付、午后手紙ヲ以テ小使治三郎ニ其由ヲ大敷迄申シ遣ス、植田嘉兵衛・森山宗五郎講金落札証券ヲ卷キ

十一月十九日 晴天 午前第八時総代出勤、当日養水金利寄ノ事

十一月廿日 晴天 午前第八時総代出勤、御火タキ利寄セノ諸払ヲ致ス事

十一月廿二日 雨天 午前第七時頃ヨリ総代出勤シ、火焼費払方人足及小豆・餅米代金悉皆払済相成候、午后五時帰宅ス

十一月廿三日 晴天 休日

十一月廿四日 晴天 午前第七時頃ヨリ共有金決算スル事、民秋徳兵衛及和田伊兵衛・永井九郎左衛門・小嶋久兵衛・湯川伊之介・林田亀次郎・永井治郎右衛門養水金返金シテ夫々世話方持帰ル事、又普請見込金五拾円、見込内拾八円八十五錢五厘現金、跡ハ廿一年度田地宛米より徳金三拾一円拾四錢五厘、都合ニテ五拾円見込預リ候也、午后六時頃ニ帰宅ス

十一月廿五日 雲天 午前第八時頃ヨリ大工土蔵腰張スル事、戸長役場ヨリ田租第三期切符送付相成候

廿六日 休

十一月廿七日 晴天 一（神人）小じま久兵衛（伯）祖母死亡ニ付除籍ス

午前第八時頃ヨリ町村制ニ付戸長より数件示談スルニ付其町村会議員出頭スルコト、基本財産資金積立法方凡壹戸ニ付拾貳錢ト地価金百円ニ付六錢出ス事、明治廿二年より向三拾ヶ年ノ間毎年積立スル事、凡壹戸ニ付金四拾円見込候也、村々共有金積立テ都合ニテ積立スルコト、午后十一時頃ヨリ帰宅ス

十一月廿八日 午前第八時頃ヨリ惣代数件ニ係ル事、田租（二期賦）第切符支達スル事

十一月廿九日 雲天 午前第八時頃ヨリ向日町役場へ藍種貫行
事、又次ニ巖嶋岩二郎兵入營スルニ付、明三十日村中境界迄見
送リスル事達シス、鳥好神風講仕出シヲ請負サスコト、同日夜
町村制ニ付基本財産積立ノ事村中地価持宥統協義スル事決定
ス、午后五時帰宅ス

同夜基本金ノ義ニ付高持一統御苦勞ニ相成、御示談申事柄ヲ左
ニ記ス

一、戸数壹戸ニ付年十二錢、地価百円ニ付年金六錢ヲ向三拾ヶ
年間徴収之事、外ニ尚積立法方ハアレド細書ハ式拾壹年度廻
送綴込ニ有之候事

十一月三十日 雨天 午前第八時総代兩人出勤、巖嶋岩次郎入
營ニ付、向日町停車場迄送擡スル、午后役場ヨリ地券書替下渡
シニ付其々人民へ取下ノ手續ヲスル事

十二月一日 雲天、雪始メ 午前第七時頃ヨリ參謀本部村境界
^(測)側量スルニ付、字嶋坂迄出張シ、午前第拾時鶏冠井村惣代渡ス

事

午前第八時頃ヨリ神風講中集、村中戸毎ニ札^(ヲ)ニ支符スル事、藤
田重郎兵衛金五拾壹円貸付ス、又藤田重郎兵衛補成講金五拾錢
受取候也

十二月二日 晴天 午前第七時頃ヨリ惣代色々件々係ル、第三
期田租取纏メスルコト

十二月三日 晴天 午前第八時頃ヨリ惣代諸件々係ル事

十二月四日 晴天 ^(挿入)「和田伊兵衛、岸部治三郎係ル村金百円貸
付ス」

午前第八時惣代郡役所、高等小学有志金ニ付木盃壹個下賜リ
事、其他諸件々係ル事

十二月五日 晴天 午前第八時頃ヨリ惣代其後期分経費取調ニ
係ル事、午后ヨリ民秋氏・惣代木材取調スル事

十二月六日 晴天 午前第八時頃ヨリ郡村木材取替事行、及大
藪校戸長要水金精求^(請)ニテ本月廿八日金六拾円渡ス咄シ付テ帰宅
ス

十二月七日 晴天 午前第七時頃ヨリ惣代色々件々係ル事

十二月八日 午前第七時頃ヨリ惣代事務所出頭スル事

十二月九日 晴天 午前第七時頃ヨリ社倉金利子寄せ世話方出頭ス事

十二月十日 午前第七時頃ヨリ惣代后半期分経費取纏メ切符認メスル事

十二月十一日 午前第八時后半期他所切符支達スル事

十二月十二日 午前第八時頃ヨリ乙訓郡高等小学有志及補成金戸役場（長脱）より小野利右衛門取纏メスル事

十二月十三日 午前第八時頃ヨリ万般之事取片スル事（付脱カ）

十二月十四日 午前第八時頃ヨリ大阪電信局より本柱及支線大柱取調相成候、了テ戸長役場ヨリ戸籍台帳突合朝田・熊木氏両出頭相成候、了テ今里村惣代小山氏・山田氏、井ノ内村惣代林田（ママ）氏本日午后五時当村事務所出頭シ、字鴨勢山松木伐採スル事相談相成候、愈集会は来ル二十日頃ニ集会ノ事、夫迄村中協義之事

十二月十五日 午前第七時頃ヨリ

十二月十六日 午前第八時頃ヨリ后半期経費取纏メニテ係ル事及五升米よせスル事、同夜米入札築山三郎兵衛ニ落之事

十二月十七日 午前第八時頃ヨリ翌拾六日ノ勘定仕、其々仕払致シ、午后四時四拾分退務ノ事、永井九郎左衛門ニ補成講金貸付ス

十二月十八日 午前第八時総代兩人出勤、社倉金世話方御苦勞ニ相成、中小路弥宗平ニ金百二十円貸シ、湯川伊之助ニ百二十円貸シ、和田伊兵衛ニ金八拾円貸シ、其々証々ヲ卷キ、午后暮年会トシテ長岡へ行き、同夜十一時頃帰宅ス

十九日 晴天 午前第八時総代出勤、永井九郎左衛門町村制ノ事ニ付役場へ御苦（旁脱）ニ相成候、午后七時頃永井帰宅ス

廿日 雨天 午前第八時頃総代兩人出勤、本年度后半期経費計算簿ヲ造ル、堤防冥加金取纏メス

廿一日 雨天 午前第八時頃ヨリ総代兩人出勤、廊下地ツキス、同十時頃ヨリ兩人加茂勢山伐木売払ノ件ニ付向日町津ノ平宅へ集会ニ参リ候事

廿二日 天雲リ 午前第八時^(時脱)総代出勤ノ事、三郎兵衛金式拾四円ヲ持参ニテ米八石五斗ヲ出ス事

廿三日 晴天 午前第八時総代出、本年度経費取調書ヲ仕来、^(マ)場役へ差出ス、同日廊下棟上之事終ル

廿四日 晴天 午前第八時総代出勤、総代并ニ組長投票用紙ヲ各組長へ廿八日開キヲ以テ配付ス、永井九郎左衛門より万福寺地所開墾願認メテ差出スコト

廿五日 晴天 午前第八時頃ヨリ土蔵廊下ニ付大工出勤スル事

廿六日 晴天 午前第八時頃ヨリ大工出勤スル事、午后壹時頃ヨリ百般ノ事係リ、午后貳時頃ニより鳥好参リ、郡役所加藤宿料ヲ上植野村依頼スル事、午后六時頃ヨリ帰宅ス事

廿七日 晴天 午前第八時頃ヨリ大工出勤シ、惣代事務所始末スル事、午前ヨリ戸長役場惣代式名出席シ、町村制係ル予算取調ニ付調印ス事、同日夜土蔵普請世話方集会シ、普請仕払分金三拾八円九拾五錢七厘世話方支配ニ依頼シテ、二十二年度ヨリ民秋徳兵衛支払スル事、同割ニ金子渡ス事、又町村制度は基本

は田地差出ノ処、田地売却シテ金子ニテ差出ス事協義相成候也

廿八日 晴天 午前第七時頃ヨリ惣代及和田、旧壹区要水講金六拾円大藪校迄受取出頭シ、午前第十一時帰宅ノ事、午后ヨリ村費決算スル事、同夜惣代投票開キ及各組長投票開キスル事、永井九郎左衛門当撰相成候、伍長和田伊兵衛・小の幸太郎・永井次郎右衛門・林田亀次郎、伍長及會計当撰相成候小の喜四郎・清水市右衛門、右之通ニ当撰候也

廿九日 晴天 午前第七時頃ヨリ旧要水講ノ内割戻シヲ夫々加入者スル事、午前第十時頃ヨリ菱川村講金割戻リ断書差送相成候ニ付、民秋・和田氏相談シテ、午后ヨリ精求書小使ヲ以テ菱川村行ク事決シ候也

十二月卅日 晴天 午后ヨリ菱川村、民秋・小の利・惣代兩名講金精求ニ菱川村惣代方罷越ス事、帰宅スル事、午后四時頃ヨリ実宅スル事

右之通御座候也

（表紙）

「明治式拾貳年

日誌

上植野村総代」



明治式拾貳年壹月ヨリ

総代 永井九郎左衛門

小島政次郎

一月一日

一月二日

一月三日

一月四日 晴天 午前第八時総代永井九郎左衛門・小島政次郎出勤、事務始メス、同日午后各組長御苦勞ニ相成、新年宴会、則チ年酒ヲスル事

イ 林田亀二郎 は 永井治郎右衛門 ほ 和田伊兵衛
ろ 清水市右衛門 に 小の喜四郎 へ 小の幸太郎

一月五日 晴天 同日休、井上勘右衛門出生届差出ス事

一月六日 晴天 午前第八時（時脱）総代兩人出勤、小野利右衛門・民

秋徳兵衛・清水市右衛門御苦勞ニ相成、倉社（マゴ）金箱・養水金箱・

神風講社箱等其々貸付帳及証文取調之事、同日角上明道出生届

一月七日 晴天 午前第八時頃総代兩人出勤、死亡者認許証ヲ

送り、総代管理者退交届（マゴ）ヲ差出シ、永井九学校始業式ニ出席被

下事

一月八日 晴天 午前第八時頃総代兩人出勤、諸費日記帳出シ

切附等ヲ出来、午后休日

一月九日 晴天 午前第八時頃総代兩人出勤、小林喜平次ノ退

学願并ニ植田忠次郎除籍ヲ差出シ、同日左官卯之助ヲ頼ム、人

足藤田吉郎右衛門・杉本権之助ノ事、同夜宮総代投票、屎小便

入札候所、宮総代清水市右衛門・小島久兵衛ノ兩人ニ当撰候、

屎尿ハ金壹円拾五錢壹厘ヲ以テ木ノ山太吉ニ落札ニ相成、并ニ

各組長ヘ村中道・井溝ヲ清々ニスル様村中二口達ヲ頼ム事、同

夜九時三拾分退席ス

一月十日 晴天 午前第八時総代小島出勤

一月十一日 晴天 午前第八時総代兩人出勤

一月十二日 晴天 午前第同時総代兩人出勤、永井治郎右衛門

長女退学願、高橋久吉ノ失踪届、鎌田与藏父伊兵衛・母いと
の寄留届認ル事

一月十三日 晴天 日曜 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス

一月十四日 晴天 午前八時ヨリ惣代小嶋出勤ス、戸長役場ヨ
リ用係り小野利右衛門氏田租第貳期徴収ニ出張ニ相成、午後ヨ
リ永井モ出勤ス

一月十五日 晴天 休日

一月十六日 雨天 午前八時頃ヨリ惣代出勤ス、柴田好太郎ノ
三女シゲ加籍スル、同日午後小の・民秋・小しま両君・永井・
和田酒宴開

一月十七日 晴レ 午前九時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、小林弥左
衛門新要水講係金割戻シノ件ヲ尋ニ参リ候也、同日安藤庄之助
方ニ止宿大阪府下嶋上郡桜井村第百六拾九番戸清水吉郎兵衛長

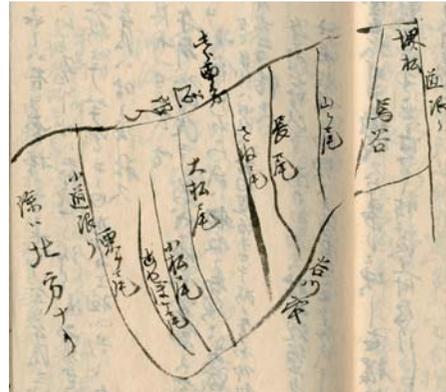
女ワサ私生死生候ニ付届ケ書ヲ認メルコト

同夜小野利・民秋・和田・清水御苦勞ニ相成、突井戸道具貸く
れト申出ズル事、并ニ島坂島脩造家屋を開田村新平ニ買ル云フ
風聞在ルニ由リ、合セテ相談仕処、突井道具ハ一日分損料金五
拾錢ト定メ、新平防きハ先ツ分家又ハ本籍宍戸引越シニ相成節
ハ一時内規ヲ以テ金五拾円ヲ徴収スル事ニ決シ、右様役場へ願
書差出置ク、時ニ夜十一時なりし

一月十八日 晴天 午前第八時総代小島出勤、右ノ願書役場へ
持参致ス事、午后四時三拾分退席ノ事

一月十九日 晴天 午前八時頃ヨリ惣代小嶋出勤スルコト

一月廿日 日曜 鴨瀬山見分ニ付、午前六時頃ヨリ井ノ内村へ
惣代兩人出勤ス、午前八時頃ヨリ小塩村へ行候処、今里村ト山
田宗左衛門・からすきや、上植野村永井・小嶋ト森本村清水庄
左衛門・清水儀右衛門ト井ノ内村林弥三郎外四人、小塩村へ九
時頃ニ行、小塩村ハ伍頭ト称シテ拾五六人共ニ鴨瀬山へ行、午
十二時頃ナリ、小字名、西ハ堺松ヨリ東へ、馬谷・山ケ尾・長
尾・さね尾・大松尾・小松尾・あせばケ尾・栗ケ尾、合八谷ヲ
売コトニ決ス



右之八谷ヲ売払フコトニ決テ、同日午後三時頃ヨリ小塩へ向ケ返ルコト、時ハ五時頃ナリ、帰り道粟生村丹波屋席ニテ今里・井ノ内・森本・上植の共々夕飯トス、午後八時ニ帰村ス

一月廿一日 雲り有 午前九時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、同日役場費ヲ小野利右衛門氏ハ徴収ニ出張ニ相成候コト、同日午後八時頃ヨリ村内規約書ヲ改メ候ニ付、小野・和田・惣代兩人共々出勤ス

一月廿二日 晴天 午前七時頃ヨリ永井出勤ス、村内規約書ヲ持参ニテ戸長役場へ出頭ス、戸長長谷川三郎兵衛氏ヨリ写シヲ

二三日ノ間ニ廻ス様ニ申、帰村スルコト、万福寺ノ所有地ノ開墾ノ願ヲ出スコト

一月廿三日 晴天 午前八時頃ヨリ永井出勤ス、嶋田重助開墾地ヲ調候処、地券下ケ渡済ニ付調済ノコト

一月廿四日 午前八時頃ヨリ惣代兩人出勤ス、永井戸長役場へ出頭ス、地券改正ノ節ノ八反別書類ヲ廿八日限り当役場へ差出スコトト申居シ、村中持地所村会議員會議ヲ開キ決定シテ可申出様申居シ候也

同日午後八時頃ヨリ小野・民秋・和田・清水・小嶋久・惣代兩人共々協議スルコト、八反別ノ書類ハ悉皆差出スコトニ決ス、新町へ差出分割合金ト龍吐水ヲ出スコトニ決ス

一月廿五日 休

一月廿六日 晴天 午前八時頃ヨリ惣代兩人出勤ス、右帳簿ヲ調へ候処、切絵図々帳ヲ調候処、現畝反別ニ相違シニヨリ不及差出スト考候也

一月廿七日 晴天 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、地租改正

ニ付書類ヲ一取調ヘ候得共、台帳ト合計帳ト其外ニテハ元反別ノ書入ノ書類無之ニ付、調済ノコト、同日午後八時頃ヨリ小野・和田・民秋・小嶋ヘ其コトヲ廿八日夜ニ云コト

一月廿八日 晴天 (欄外) 午前九時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、村方ヨリ新町ヘ積立ニ出金ノ元立金ヲ算シ調ルコトニ算盤ヲ致シ、同日午後八時頃ヨリ小野・和田・清水三名御苦勞ニ相成、前日ノ調帳簿之コトヲ御咄スルコト、同日井ノ堀始メ

一月廿九日 晴天 午前八時ヨリ惣代兩人出勤ス、新町ヘ出金額之調ヘ書ヲ認メルコト、当村内規約書ヲ写スコト、上田安二郎姉タケノ送籍願并ニ安井宗八工業鑑札名前安井直次郎ニ書替願ヲ認メルコト、井戸堀二日目

一月三十日 晴天 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、六人部氏か出頭シ、桜楓ヲ境内ヘ植付スルニ付樹木ヲ有志ヲ依頼ニ来リ、秋田熊三郎ノ工業籠商ヲ鑑札願ヲ認メルコト、井戸堀三日目

一月三十一日 晴天 午前八時頃ヨリ惣代兩人出勤ス、永井九郎左衛門向日町役場ヘ出頭ス、地券台帳、旧上植野村財産ヲ調

ヘ新町ヘ差出ス基本金調、村中持ノ除税地調持参ラスルコト、郡木七ヨリ書出ヲ以テ民秋調ヘニ出頭スルコト、井戸堀四日目

二月一日 午前三時頃ヨリ雪降、後晴天 午前九時頃ヨリ小嶋出勤ス、午後永井出勤ス、民秋ヨリ山下第二十巻番地開墾願ヲ依頼、山下林田ヘ畔ノコトヲ咄シスル様申越シニ相成候コト、嶋田重助合地願ヲ認メルコト、井戸堀五日目

二月二日 少雲り有 せつぶん 午前九時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、嶋田重助合地願ヲ式通函面共認メル、長谷川繁治郎出産報告ヲ認メルコト、井戸堀八休

二月三日 晴 日曜 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、商工業上り高調ヘニ係リ居候処、午后二時頃ニ小林平兵衛ノ納屋東ノ方ニぬか小屋萱ぶぎニテ有之、其側ニ灰どらニ灰ヲ入置キ有之候処、其灰ヨリ火ガ出テぬか小屋丈ケ失焼ス、森山市五郎始メテ見留テ走り来リ、其ヨリ同村ノ者寄りあつまりて鎮火スルコト、井戸堀始メル、同日午後八時ヨリ小の・小嶋久・清水・和田集合ニテ向神社桜楓ノコトヲ談ス

二月四日 晴天 午前八時ヨリ惣代兩人出勤ス、諸商工業ノ上

リ高調へヲ係リ居リ候也、井戸堀

二月五日 晴天 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、右上リ高調ヲ戸長役場へ差出スコト、中小路弥三兵衛次女とみ死亡ニ付除籍届ヲスルコト、井戸堀

六日 雲リ有 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤候処、永井太左衛門ノ娘今里村へ送籍届ケスルコト、井戸堀

二月七日 晴 午前九時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、永井伊右衛門咄テ嶋坂嶋ノ家ノコトヲム、林田亀次郎へ山ノ下ノコト持地ト民秋ノ草生地ノ中ニ畔を五寸ツ、出し合てこしらゑるコトニ相成候也、井戸堀係リ居ルコト

二月八日 雲リ、午後雨 午前九時ヨリ惣代兩名出勤ス、秋田駒吉へ山ノ下溝ノコト工、他所地価・土蔵新築費ノ切符ヲ認メルコト

二月九日 晴天 午前九時頃ヨリ惣代兩名出勤候処、永井五兵衛妹小林末吉妻ニ入籍ス、小林末吉妹タツ送籍届ヲス、郷倉南側高堀買求メスルコト、代価貳円五拾錢ヲ小野五郎右衛門へ渡

スコト

二月十日 日曜 雲リ有 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、普請係リ小野・民秋両君御苦勞ニ相成、事務所側ノ石垣スルコトヲ森清七ヲ咄テ、石并^(並)へ東九間・南拾壹間半・西四間分代金貳十錢、手間八人以テ請負スルコトニ決ス、土方中小路熊二郎ヲ呼テ咄ヲスルコト入ニテスル、同日藤田治郎吉・永井新右衛門・伊藤音吉上リ高調へヲ認メルコト

二月十一日 紀元節 雨天 午前小嶋出勤ス、土方熊二郎啗人、午後七時頃ヨリ向陽校ニ於テげん燈会執行ス

二月十二日 晴レ 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、石垣森清七手始メスルコト、外二人足半人、龍吐水直シ寺町松原平井權七、代金貳円五拾錢ヲ以テ直サスコト

二月十三日 晴天 午前九時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、野口友吉・永井庄助兩人、村中持拔井戸道具ヲ貸タシト依頼參ルコト、商工業上リ高調へヲ後分戸長役場へ出スコト

同日午后七時頃ヨリ地価持一統集會ス、向神社境内桜楓樹植付ニ付有志依頼ニ相成候処、村中一戸ヨリ^(統)金拾円丈ケヲ惣代へ御

マカセニ相成ル丈ケ下直ノ苗ヲ買テ植ルコトニ決ス、愛宕神社有志金壹円ト決ス、新町へ差出ス基本金ハ、村中持ノ田地売払ヒテ小嶋政二郎名ニテ売払ヒ代金ヲ以テ新町へ差出スコトニ決ス、抜井戸道具ハ後日一切借シ間敷コトニ決ス、石工清七壱人

二月十四日 晴 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、午後小嶋戸長役場へ出頭スルコト、永井、嶋田重助數買求メニ付地券裏書願ヲ認メルコト、同日土方熊二郎壱人・石工清七壱人・人足半人、小嶋戸長役場出勤ス、社倉金返済之コト并村中持売買之コト、共有山ヲ地券写シヲ出スコト、宮座田地ヲ売コト、登記所向日町据度ニ付幾分有志之コト、同夜小の・民秋・小嶋・惣代兩人集会ス、社倉之コトハ小の君ニ御咄し依頼スルコト

二月十五日 晴天 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、土蔵ユカラハルコト、大工弐人・土方熊二郎壱人・石工清七壱人、和田伊兵衛ヲ淀ノ石船へ引合ニ御苦勞ニ成ルコト

二月十六日 晴天 ^(挿入)一勝龍寺村ニ出火、^(職)織リ前田幾太郎行
午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、村内規約写・村中持田地売払ヒ分除税地取調へ書・新町村へ積立金調書モ共々小嶋戸長役場へ持参スルコト、土方壱人

二月十七日 日曜 午後二時頃ヨリ惣代兩人・小の社倉金ノ件ニ付戸長役場ヨリ ^(ママ)
桜木百本ニ付八円ニテ約定ス、植手間五拾錢、本月廿二日頃ニ株參ルノ約定ス、淀ヨリ舟頭石四十駄賃弐円八十錢、民秋より

二月十八日 晴 午前九時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、戸長役場ヨリ小野五郎右衛門氏出張ニ相成、森源右衛門ト岸部治三郎兩人へ上り高ノ僧^(惣)スコトノ説諭ニ相成候処、兩人共昨年同様ノ上り高ニ訂正スルコト、本日土蔵新築費ヲ徵集スルコト、石清水浜^(志)へ着スルコトヲ報知有、淀ヨリ石清水へ廻シ船賃六拾錢渡ス、民秋ヨリ

二月十九日 晴 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、中小路熊二郎誓迎寺講念書奥印取消シ願ヲ認メルコト

二月廿日 午前八時頃ヨリ惣代小嶋出勤ス、午後永井モ出勤ス、桜向神社へ着スルコト、植手間弐人手伝スコトニス

二月廿一日 晴天 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、向神社境内へ桜百植サスコト、中小路熊二郎・安井与左衛門兩人買人足ニテ勤メルコト、午後惣代、清水市右衛門上棟ニテ行コト、石工

森清七老人

二月廿二日 午後雨降 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、村会
評定書ヲ写取り村会議員押印スルコト

二月廿三日 晴レ 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、右評定書
ヲ押印ノ上戸長役場へ送附スルコト、午後永井壱名出勤ス、補
助講社々則ヲ造ルコト

二月二十四日 日曜 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤候、村中持
田地売買ニ付書面認メルコト、石工壱人

二月廿五日 晴レ 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、右田地売
買ニ付午後一時頃ヨリ永井戸長役場へ出頭ス、売買証証^{マコ}ハ戸長
是ヲ認メ、石工壱人

二月廿六日 雨降 午前八時頃ヨリ総代兩名出勤ス、田地売買
ニ付地券願書ト読合シ候処、字大田田畑二筆村内一筆二名寄帳
ニ附落シ之有、名寄帳へ写シ置也、午后小嶋戸長役場へ田地売
買ノ証証他ノ書類・地券共持参スルコト

二月廿七日 晴レ 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、上田嘉右
衛門草生地反別地価誤謬訂正願ヲ認メ渡ス

二月廿八日 晴天 午前八時頃ヨリ永井出勤ス、同九時京都府
ヨリ開墾地検査トシテ官吏出張ニ相成、万福寺・民秋岩二郎・
植田嘉右衛門三ヶ所検査相済、五ヶ年間歛下ニ定ル

小嶋政二郎村中持地ヲ売買ノ登記ニ伏見治安裁判所へ午前七時
ヨリ出頭ス

同日午後七時ヨリ惣代兩人出勤シテ、社倉返金之件ヲ民秋・小
の・和田・清水・小嶋・中小路・湯川・植田御苦勞ニ相成、協
議致シ候処、晴々^種返サズコトニ依頼スト申居ラレ候、若ヤ戸長
ヨリ説諭有之時ハ皆々キバルコトニ決ス

三月一日 晴天 午前八時頃ヨリ惣代兩人出勤ス、諸務ヲ勤ム
ルコト、二十二年徴兵適齡各自届ニ付、三月二日午前十時迄
二戸主実印持参ニテ出頭スル様口達スル

三月二日 晴天 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、村中持地券
書替願ヲ認メルコト、中小路熊五郎飯料講ヲ依頼ニ参ルコト、
築山三郎兵衛より土楽神木ヲ買ニ来リ、村講三月廿三日決ス

三月三日 日曜 午前八時頃ヨリ小嶋出勤ス

三月四日 晴天 午前^(マ)八時頃惣代兩名出勤ス、土落神木築山三郎兵衛へ代金三円貳拾錢ニテ売渡候也、開田町木勝板八坪・土打老挺人足ニテトリニヤルコト、永井戸長役場へ行、社倉件ニ付係リノ人ヲ寄ルコト

三月五日 晴天 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、社倉係リ人ヲ集会ス、社倉金ハ外村ヨリ返金済之上当村モ返金スルコト戸長へ返事、請書ヲ上ルコト、徴兵各自届ケテ認メルコト

三月六日 晴天、万里雲無シ 午前第八時頃ヨリ総代兩人出勤、勸農舎^(社)へ買得地券ヲ郡役所へ受書ニ行事、并社倉金返却之義ニ付戸長説諭ニ出張ス様申可居候所、相談整ヒ該返事傍々請書ヲ差出ス事

三月七日 晴天 午前八時頃ヨリ総代兩名出勤候、會計ヨリ桜代ヲ取出シ、土楽神木代金三円貳拾錢林田亀次郎へ預込、石垣石淀ヨリ着ス、中小路熊五郎飯料講ヲ伍長へ相談スサス

三月八日 晴天 午前七時頃ヨリ永井出勤ス、藤田治郎吉長男

治三郎入学願ヲ認メルコト、午後六時頃ニ地方税切符送附ニ相成候コト

三月九日 雨降 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、佐官^(左)大老・小老人ト中小路熊次郎ヲ老人雇入、人足清水市郎兵衛・鎌田与藏半人ツ、午後永井戸長役場出頭ス、六ヶ村聯合会ニ行、地方税切符村中へ送附スルコト、中小路熊次郎桜植ノ人足賃拾五錢相渡ス

三月十日 晴天 日曜 休日

三月十一日 午後雨 午前八時頃ヨリ戸長役場ヨリ地方税徴収ニ小の利右衛門出張ニ相成、午後惣代兩人出勤ス

三月十二日 晴レ 午前八時頃^(言脱)ヨリ永井出勤ス、上田嘉兵衛トミ就学猶予願ヲ認メルコト、同日午後七時頃ニ田租切符・徴兵割符ヲ役場へ持参スルコトヲ口達スルコト

三月十三日 午前八時頃ヨリ惣代兩人出勤ス、田租切符ヲ村中へ送附スルコト、野口常二郎弟松之助帰家届ケテ出ス

三月十四日 雲リ 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、新町村基本金積立之帳簿ニ係リ居ルコト、石垣屋平七ニ北側ノ石垣之手間引合スルコト、手間金貳円ニテ約定スルコト

三月十五日 晴レ 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、本日屋根葺屋并大工モ来リ、人足三人取ル

三月十六日 晴レ 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、屋根葺屋人ニテ出来ス、大工モ来リ

三月十七日 日曜 午前八時頃ヨリ惣代兩人出勤ス、石工平七手始メスルコト、同日午後惣代・伍長集会ス、事務所留主居相談ス、長谷川つねニ決ス、屎尿扱ヒ時限ハ三月中旬午前十一時迄ノコト、四月一日ヨリ午前十時ニ限ルコト口達ス、同日小野てい退場スルコト

三月十八日 晴天 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、小野利右衛門氏田租徴収ニ出張ニ相成、石工式人・大工壱人、永井治左衛門タキ除籍、安井左右衛門シゲ除籍ス

三月十九日 半晴レ、午後雲リ有 午前八時頃ヨリ惣代兩名出

勤ス、事務所留主居長谷川繁治郎母ヲ入ルコトニ約定スルコト、石工式人半勤メ大工壱人

三月廿日 雲リ有 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、石工石張壱人

三月廿一日 晴天 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス

三月廿二日 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス

三月廿三日 晴天 本日当村補成講相勤メ候也

三月廿四日 晴天 休日 日曜

三月廿五日 午後雨降 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、安井直次郎・同かね地所売求^(買)メ登記下認メラスルコト、永井五兵衛ヨリ京加藤庄二郎方へ地所売買ニ付登記ノ書類認メルコト、永井五兵衛へ貸金之証文ヲ抵当入替ニ付、旧神輿金ノ貸付証文ヲ民秋徳兵衛氏共立合之上証文ヲ仕直スコト

三月廿六日 晴天 午前八時頃ヨリ総代兩名出勤ス、築山半兵

衛・藤田浅七補成講落札金証証ニ押印スルコト、安井直二郎登
記願ヲスルコト

三月廿七日 晴天 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤候処

三月廿八日 午後雨 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、植田嘉
左衛門長女フサ結婚除籍届ケラス、石工出来スルコト、左官モ
出来ノコト

三月廿九日 晴天 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、午後永井
全郡聯合会ニ行コト、村内伍長集合ニテ水神祭ヲ執行スルコ
ト、午後七時ヨリ小の・民秋・藤田三名御苦勞ニ相成、社倉件
ヲ示談スルコト

三月卅日 晴天 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、永井全郡聯合
会ニ行、井月善右衛門廢業届ヲスルコト、当村水神祭ヲ執行ス

三月三十一日 日曜 午前八時頃ヨリ総代兩名出勤候処、今里
領字迎川原之内上ヨリ七番目黒田卯之助受地為致候也、竹敷一
千七百貳拾本有、凡廻リ三寸位

四月一日 雲天、午後雨降 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、
角上清次郎・高橋浅治郎・植田清三郎・和田伊三郎四名入学届
ケ書ヲ認メ渡ス、小野利右衛門氏改正水帳ヲ写シ来ル、町村制
ニ付撰拳名簿旧戸長役場ヘ一日ヨリ七日迄七日間縦覧ノコトヲ
村中ヘ口達スルコト、諸車期限本年六月中之処、来ル明治廿四
年六月迄式ケ年延期之コト旧戸長役場ヨリ達シ相成候コト

四月二日 晴レ 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、神武天皇御
供料金三拾銭六人部ヘ小使ヲ以テ持参ノコト、明日休ヲ口達ス
ルコト、黒田卯之助ヘ請數証文スルコト

四月三日 神武天皇祭 休日

四月四日 晴レ 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、小学入校取
調ヘヲスル

四月五日 晴天 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、入学調ヘヲ
スルコト、吉村ニ墨三丁・朱式丁買フコト

四月六日 晴レ 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、永井次左衛
門治郎吉退学願書ヲ認メルコト、新町基本積立金切符ヲ認メ發

達スルコト、日宛八十二日

四月七日 晴レ 日曜 午前八時頃ヨリ永井出勤ス、地租第四期切符送附ニ付各伍長へ送附ス、神事金利子寄せ十八日ニ決ス、高橋平七へ石段手間壹円ニテ受取スコトニ相成候也

〔欄外〕
「宮集会」

四月八日 晴天 午前第九時総代兩人出勤、小島久兵衛宮総代集会ニテ出席之所、本年御鳳輦御絹新調之事（ママ）ニ決シ、楽人ハ今年ハ横大路村ヲ頼ム事、同村提灯拾壹張替スル事

四月九日 晴天 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、木垣ヲ穴ほるコト

四月十日 晴天 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、旧戸長役場ヨリ小の氏地租徴収ニ出張、事務所門建ルコト、石組始メルコト

四月十一日 雲り有 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、秋田富士妹かめ送籍届ケス、秋田駒吉山林買求メ書類認メルコト、井戸井筒ヲスルコト、御鳳輦寸尺ヲ調へニ京都西村八次郎出頭ス

四月十二日 雨降 午前八時ヨリ総代兩名出勤ス、新町基本金積立徴収スルコト、小塩村字鴨瀬山伐木願、本月六日指令ニ相成候様回章ニテ今里村ヨリ請取ルコト

四月十三日 晴天 午前七時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、宮物代清水市右衛門氏出頭ニ相成、御鳳輦御絹之咄ヲ致シ候処、今里村へ使ヲ以テ問合シ候処、拾八円五拾銭ニテ京都西村八治郎方へ誂へ置キ候コトヲ御面ニテ小嶋久兵衛方へ申来リ候也

四月十四日 日曜 天 小嶋出勤ス、宮総代清水・小嶋兩人向日町へ集会ニ出勤ス

四月十五日 雨降 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、旧戸長役場ヨリ小野君営業・諸車・地方税徴収ニ出張ニ相成候也、野口友吉徴兵予（ママ）猶願ヲスルニ付、小嶋旧役場へ出頭スルコト、願書認メ之上ニテ又断ノコト、農談会

四月十六日 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、藤田吉之助長男出生届ケ、中小路勘左衛門ノ中小車検査願ヲスルコト

四月十七日 晴レ 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、中小路久

藏・橋本辰吉・井ノ上勘右衛門・佐々木寅吉・永井長二郎入学願ヲスルコト、印紙帳よせるコト、新町懇親会ヲス、メルコト

四月十八日 雲リ 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、神輿金世話方りよせスルコト、薦つくりするコト、一級撰拳人七名、二級撰拳人七拾名也

四月十九日 雨降 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、印紙帳ヲ取纏メノコト、伍長竹ノ子喰ヲスルコト、竹ノ子貳貫五百目和田伊兵衛より

四月廿日 半天 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、正午より新町人民鶏冠井村真経寺ニおいて懇親会ヲ開クコト

四月廿一日 晴天 (欄外) 午前八時ヨリ惣代兩名、宮惣代貳名、世話方小の・民秋二人、合六人、京都祇園山へ駆馬三頭買ニ行コト

四月廿二日 天気 午前八時頃ニ京都ヨリ帰村スルコト、惣代兩名出勤ス、藤田彦四郎出生届ケスルコト

四月廿三日 雨降 午前八時ヨリ小嶋出勤ス、永井撰拳係り南真経寺出勤ス、第貳級撰拳也、寺戸へ五名、当村へ壹名操選ニ相成候也

四月廿四日 晴レ 午前八時ヨリ永井南真経寺出勤ス、第一級撰拳ニテ当村議員三名、森本貳名、物集女老人操撰ニ相成候也、本日年頭執行スルコト

四月廿五日 晴天 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、安井直次郎・安井かね地券裏書願ヲスルコト、神事人足高橋常二郎・森清七・森富吉・前田幾太郎・和田助二郎・小の捨吉・永井弥四郎・植田善兵衛・清水市郎兵衛・小野新五郎・安藤庄之助・井ノ上万吉・藤田友吉・利右衛門・寅吉、本日御出祭二日通スコトヲ口達ス

駆馬乗ノ人名木ノ山多吉・藤田岩吉・藤田次三郎・小野岩次郎・小野石松・永井浅吉・橋本辰之助・井ノ上捨吉・森山竹松・小の元吉・川嶋乙吉・野畑熊次郎、名前付ヲ以テ依頼ス
秋田熊二郎ヘフルイ土式荷余かし

四月廿六日 雨降 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、植田ふじ行商鑑札・仕入鑑札共願書ヲ認メ渡ス、御出行祭供ヲスル人依頼

スルコト、大工藤吉ニ金七円ヲ渡スコト

四月廿七日 雨天 午前八時ヨリ出勤ス、本日向神社御出祭ニ

付、午後二時頃ヨリ御鳳輦御出、五時帰村ス、当村共ハ惣代・

宮惣代四人、伍長六人、外ニ湯川伊之介・小野利右衛門・安井

直次郎・秋田富吉ノ四名、都合拾四名共ヲスルコト

同日浄瑠璃御届ケ、廿八九両日午後六時ヨリ十一時迄ノ届ケ書

ヲ以テ巡査ヘ差出シ候処、無銭ノ者不及届出シニトテ御戻シニ相成候也

四月廿八日 雨天 （備外） 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、

色々金銭ヲ調べ會計ヨリ金ヲ取出スコト、土方調べテ手間金ヲ

渡スコト、小野喜四郎買求メ畑地水帳引直シスルコト、林田亀

二郎宅地水帳引直シノコト

四月廿九日 晴レ 午前八時ヨリ小嶋出勤ス、湯川岩二郎二男

出生届ケヲスルコト、午後一時ヨリ永井出勤ス、藤田亀二郎従

弟出生届ケヲスルコト、五月三日本郡役所内ニおいて徴兵参事

員ヲ撰拳ス、本日書付ヲ以テ村内各組長ヘ達スルコト、昨日郷

中集会ニテ神事人足割ヲキス、太鼓三人、アグラ四人、馬付老

人、楽三人、鳳輦三人ト都合拾四人也、神出立時限午前十一時

之コトヲ各人々ヘ申達スコト、基本金収集メ帳簿ヲ戸長役場ヘ送付スルコト

四月三十日 雲り有 午前八時ヨリ永井出勤ス、万福寺・植田嘉左衛門・民秋岩二郎先般開墾願上置ノ処、本月十六日付ニテ御許可御指令ニ相成、願人へ照会ス

五月一日 午前雨降、午後晴レ 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、本日神事也、午後一時頃ヨリ駆馬三頭、同六時三十分迄

五月二日 晴天 午前八時ヨリ永井出勤ス、安井直次郎・安井かね買得土地券台帳訂正方届ケヲ書直スコト、宮惣代兩人勤メテ林田より七十五円、村より弍十五円、合百円ヲ持参ニテ向神社集会ニ行コト、午前十時也、永井村神事費ヲ勘定スルコト、巖嶋熊二郎長男彦三郎出生届、小野幸太郎ミネ出生届ケスルコト

五月三日 晴天 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、永井参事員撰拳ニ行コト

五月四日 雨降 午前八時ヨリ出勤ス、野口友吉徴集延期願ヲ

認メルコト

五月五日 雨 日曜 休

五月六日 晴天 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、神事人足賃ヲ
払ヒ渡スコト、午後八時ヨリ惣代・各伍長集会ス、神事費之件
ヲ、役場処務時間并ニ新町々会議員ノ件、中小車ノ件、各伍長
ヘ口達スルコト、神事費徴収日本月廿日限り之コト

五月七日 晴天 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、神事費払ヒ方
スルコト

五月八日 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス

五月九日 晴天 午前八時頃ヨリ惣代出勤ス、新築費勘定、小
の・民秋・和田三名集会ス、午後二時ヨリ京都へ行コト

五月十日 晴レ 休日

五月十一日 晴レ 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、野口友吉徴
集延期ニ付調書ヲ認メ渡スコト、小野ヨリ基本金受取候也

五月十二日 晴レ ^(備外)「日曜」 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、

小野作右衛門四男捨次郎入学願ヲスルコト、事務所井戸家形請
取八円、室倉取除ケ郷倉之北つらへ建付拾五円、二口合式拾三
円ニテ請負スル様申越シ候也、貸与金返戻ノコト借り主ヘ口達
スルコト

五月十三日 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、中村吉右衛門青物
業鑑札願ヲ認メ渡シス

五月十四日 雨降 午前第八時ヨリ小嶋出勤ス、永井不勤スル
コト

五月十五日 晴レ 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、藤田彦四郎
妻離縁届ケ認メルコト

五月十六日 雨降 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、小林半兵衛
中小車修繕ニ付再検査願出、願書認メ渡スコト、午後九時頃ニ
新町々長撰拳明後十八日町会議員同日午前九時二真経寺へ出頭
スル様申越シ候也、地租賃与金返納書式通認メ渡スコト

五月十七日 雲り有 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、地租賃与

金返納書ヲ仕直スコト

五月十八日 晴天 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、永井新町長撰拳ニ付行コト、議員小の・清水・小嶋久・永井四人共

五月十九日 雨降 ^{（欄外）}一日曜 休日

五月廿日 晴レ 午前八時ヨリ永井出勤、ろ組・は組・ほ組神事費受取コト、事務所土蔵新築係り小野・民秋・和田ノ三氏集會シテ是迄ノ入費金鑑算スルコト、取係りより今日迄入費金額ハ式百五拾五円四拾八錢五厘ト相成候ニ付、少シ算違ニ付清水氏へ依頼シテ、其夕飯ハ鳥好、中飯ハ事務所ニテ

五月廿一日 晴レ 午前八時ヨリ永井出勤ス、清水氏右算違ノコトニ付出張ス、少シ金出入相違有之候テ段々算致シ候処相分り候ニ付、今夜右之係り人ヲ寄セテ暮様申帰リ候ニ付、今夜小の・民秋・和田三人ヲ集會布令サスコト、馬乗賃拾式人分国五郎より受取、川嶋乙吉受取老人分、多吉トセ係り井ノ上勘右衛門十五錢、秀五郎・熊五郎・繁二郎・信吉四人ハ拾錢ツ、ヲ渡ス、植田忠右衛門へ池ノ尻水通シ従前之通承相成候也

基本金寄高式拾七円三拾三錢六厘、新築費寄高拾壹円八拾四錢

五厘、二口ハ新築費へ民秋手元へ廻スコト

五月廿二日 雲り有 午前八時ヨリ永井出勤ス、大工藤吉ハ手始メルコト

五月廿三日 晴天 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、大工藤吉出勤ス、同日午後八時ヨリ村中地価集會ス、区長年給金四拾円、惣代年給三拾五円ニテ決スルコト、町長ヨリ下リ給如何様相成候共右ニ決ス、区費ヲ以テ農務員老人置くコトニ決ス、六・七・八・九・十ノ五ヶ月ニテ給金參円ニ決ス、溝堀ハ改正シテ本年ヨリ和井川係り本月廿六日、廿八日三川ヲ堀ルコト、三十日前川係り溝堀ルコト、六月一日小井川係り溝堀ルコトニ決ス、小使給ハ従前之通ニ決ス

五月廿四日 晴天 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、惣代・農務委員投票用紙ヲ仕立、各組伍長へ渡スコト、前日協議之通、和井川係り溝ヲ廿六日、廿八日ハ三川共堀ルコト、三十日前川係り溝ヲ堀ルコト、六月一日小井川係り溝堀ルコトニ書附ヲ各伍長衆へ送附スルコト、大工藤吉入ニテ七分位

五月廿五日 午前晴、午後三時頃ニ雨降 午前八時頃ヨリ小嶋

出勤ス、永井休、大工藤吉入ニテ勤ム、愛宕神社より祠官長浜氏有志金受取ニ被參候付、壹円ヲ相渡シ候也

五月廿六日 雲り有 ^(欄外)「日曜」午前八時頃^(目脱)り出勤ス、田中徳二郎より田地下作致シ候ニ付水番ニ加入ノ処願ニ參り候也

五月廿七日 晴天 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、今里ヨリ井戸突機械^(九)ヲ借りニ參ルコト、水番圖ヲ引コト、五月日集^(雁)手間ヲ定メルコト、昨年之通水番ハ本番・山ノ下・上川原・新井戸四ヶ所共圖ヲ引コト、人民惣代四拾六點ニテ清水市右衛門当撰相成候也、農務委員式拾九點民秋徳兵衛当撰ニ相成候也、上川原土手直シ五拾式歩ヲ三ツ割村より係ルコト
井出堀ノ圖ヲ第壹番い組、第貳番へ組、第三番は組、第四番は組、第五番ろ組、第六番に組
樋ノ表長サ式拾三間、樋裏八拾九間、両方共右番順ノコト

五月廿八日 雲り有 午前七時ヨリ右井出堀り割ヲ致スコト、突井戸道具今里村からすきや借りニ參り、小の・民秋・和田ノ三名ニ相談致し候処、一日貸賃五拾銭ニテ貸スコトニ決ス

五月廿九日 晴レ 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、神足村村

上与兵衛より井戸突道具ヲ借り參り、保証人ハ今里能勢利兵衛ニシテ本日より一日指料金五拾銭ツ、テ貸ました、永井宇兵衛トメ学校退学スルコト認メテ渡スコト、植田安二郎弟万二郎六月一日ヨリ同三十日迄一ヶ月休校スルコト届ケ書認メ渡ス

五月三十日 晴天 午前八時ヨリ惣代永井出勤ス、初種ヲ口達スルコト、杉本権之助・長谷川繁次郎・藤田吉郎右衛門、藪行道ト杉本権之助ノ畑地下墾之コトニ付見てくれ候様申越シニ付、三人立合之スルコト、馬場村ヨリ神事費ヲ受取コト、使治三郎月給渡ス

五月三十一日 晴天 午前七時ヨリ永井出勤ス、小嶋^(休)体、向日町より神事費持參ノコト、植田九郎兵衛出生ニ付四男乙吉ト称シテ届ケ書ヲ出ス、地租貸与金受取書廻送ニ相成、預り置候也、安井直次郎・同かね台帳引直シス、小学校傘ヲ三十本新調買求メノ有志ノコトヲ申来ル

六月一日 雨降 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、神事費金寄高六拾五円ヲ林田亀次郎方へ渡ス、午前六時頃^(目脱)り岩見上里村之内上田五郎拾式円持參スルコト

同日新町議員清水・小野・小嶋久・永井四名共、午前十時ヨリ

旧戸長役場へ出勤スル、午後六時帰村スルコト

六月二日 雨降 （欄外）「日曜」午前八時頃ヨリ惣代出勤スルコト、

加藤庄二郎方ノ買求メタル台帳引直シスルコト、秋田駒吉モ同断

六月三日 晴天 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、永井庄助鶏盜難二届ケラス、永井宇兵衛休校届ケスルコト、入費帳写スコト

六月四日 晴天 午前八時ヨリ小嶋出勤ス、永井不勤、佐々木寅吉非ノコトヲ申越シ相成候也、同夜道具損料三円五十錢小島受取事

六月五日 晴天 午前八時ヨリ惣代兩人出勤ス、同日突井戸道具返却ニ付、永井氏改メ之上取受^{（マコ）}、続テ証書返戻致候

六月六日 晴天 午前八時ヨリ惣代兩人出勤ス、午後一時頃ニ乙訓全郡懇信会ヲ小野利右衛門・小嶋政二郎・民秋岩二郎・和田伊兵衛・小嶋久兵衛・清水市右衛門・永井九郎左衛門七名へ申越シ候処、小野・小嶋・永井三人行コトニ決ス

六月七日 晴天 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、藤田彦四郎四男末吉死亡ニ付除籍届ケスルコト、上田嘉兵衛生レ子死亡ス

六月八日 晴天 午前七時ヨリ永井出勤ス、野口友吉徴集延期願再直シシテ旧戸長役場へ差出スコト

六月九日 雨降 （欄外）「日曜日」午前八時頃ヨリ永井出勤ス、乙訓全郡懇親会ニ行コト

六月十日 晴天 午前八時ヨリ小嶋出勤ス、永井休

六月十一日 晴天 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、永井町会ニ出勤ス

六月十二日 晴天 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、永井町会ニ出勤ス、上田三右衛門盜難届ラスルコト、小林喜平治□進展覧会之出品之コトヲ申来リ

六月十三日 晴天 午前八時ヨリ惣代兩人出勤ス

六月十四日 晴天 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、永井町会

ヲ行コト

六月十五日 雨天

六月十六日 午前晴天、午后雨天 日曜 永井・小島欠席之事

六月十七日 雨天 (欄外、マ) 午前第八時惣代小島出勤、永井

欠席、麦寄帳の下出来ヲ致ス、秋田嘉平次ヨリ田地ニ有之地今般崩シ候ニ付、其由届ケ可被下様申出ニ相候 (成脱カ)、同日午前第拾壹時三拾分ヨリ小畑川井手張ル

六月十八日 雨天 午前第八時惣代小島出勤、永井欠席、本年度前半期区費徴収根帳の下出来仕コト、同九時頃向日町字向日大島善吉ヨリ向神社根屋修繕致候金員三円拾銭五厘受取、世話係リ認メヲ以取ニ越シ候ニ付、会計取出シ切符ヲ以仕払仕事

六月十九日 雲りあり 午前八時ヨリ小嶋出勤ス、永井欠席

六月廿日 晴天 午前八時ヨリ小嶋出勤ス、永井欠席ス

六月廿一日 晴天 午前八時頃ヨリ兩人出勤ス、村費取調ヘス

ルコト、高等小学校敷地ノコトニ付、片山助二郎・森山宗五郎・森源右衛門御塔道敷地凡代価壹反歩八拾円ノ割ヲ以テ売渡スコトヲ申来リ、除人 (余カ) 本日出頭セス、同日午後八時頃ヨリ伍長集会候処、村費よせ本月廿七日ニ決ス、麦五升・金弍銭ツ、取集メルコト、余ノ係リハ惣代見込之通ニ決ス、植付休本月廿五日ニ定メ候也

六月廿二日 雲り有 午前六時三拾分ヨリ惣代兩名出勤ス、村費寄セノ帳簿ヲ製シ地価ニ算スルコト、徴収切符各伍長ヘ渡スコト、林田亀次郎ト共ニ手元帳ト出シ切符トツキ合スコト、間違ヒナシ、永井町役場ヘ出頭スルコト

六月廿三日 晴天 (欄外) 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、中小路磯次郎方ヨリ盗難届ヲ依頼ニ付認メ渡スコト

六月廿四日 雨降 午前八時ヨリ惣代兩人出勤ス、野口宗右衛門ヨリ村費切符ヲ分失 (紛) ノコトヲ申出、認メ渡ス、上川原水番小作人ノ名ヲ入ルコト、馬立水番組直シスルコト民秋岩次郎ヨリ依頼ニ出ルコト

六月廿五日 晴レ 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、永井捨吉長

男由松死亡ニ付除籍届ケラスルコト、麦よせ帳ヲスルコト、本日村中植付ヤスミ、寺・岩見上里・かいで神事費サイ促ス

林田亀次郎トトモニ立合之上勘定シ金ヲ預ケルコト、相済候也

（第20期第9研究会による成果）

六月廿六日 晴天 午前八時ヨリ出勤ス、永井町会ニ行コト

六月廿七日 晴天 午前八時頃ヨリ惣代・各伍長村費取立ス、麦よせヲス、永井・清水町会ニ行、村中町役場開庁ニ付七月一日村中休

上植の内ニテ小野利右衛門・小嶋政二郎・永井九郎左衛門・民秋岩二郎・和田伊兵衛・清水市右衛門・小嶋久兵衛・林田亀二郎八名、新町開庁ニ付会費三十銭ヲ以テ出席被下度候様申越シニ付、明日午前ニ御咄シスルコト、有志金ハ四円五十銭ヲ依頼ニ相成候也

六月廿八日 晴天 午前八時頃^{（ヨ脱）}リ惣代兩人出勤ス、小嶋村方小払ヲスルコト、永井町会ニ行コト

六月廿九日 晴レ 午前八時頃ヨリ惣代兩人出勤ス、一月ヨリ六月中迄ノ勘定シテ決算ヲスルコト

六月三十日 晴天 ^{（欄外）}一日曜 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、